



## 西原高校バレー部がアベックV!!

写真提供：町文化協会写真部会  
西原けんじさん

### ～春の高校バレー県予選～

バレーボールの「第41回全国高校選抜優勝大会（春の高校バレー）沖縄地区予選大会」で、西原高校の男子・女子バレーボール部が見事アベック優勝を果たしました！（関連記事17ページ）

#### 町の世帯・人口 （平成22年2月26日現在）

|     |        |    |
|-----|--------|----|
| 世帯数 | 12,904 | 世帯 |
| 人口  | 34,616 | 人  |
| 男   | 17,300 | 人  |
| 女   | 17,316 | 人  |

## 沖縄県東海岸のビーチスポット 西原きらきらビーチ 海びらき!!



平成22年4月18日（日）10：30～

アトラクションあり 入場料無料 駐車場1000台完備

バーベキュー好評受付中！

【お問合せ】西原マリンパーク（西原町字東崎17）

☎098-944-5589 FAX098-944-5587

## 西原中学校 祝 創立50周年！

西原中学校の「創立50周年記念式典・祝賀会」（主催・西原中学校創立50周年記念事業期成会）が2月21日、同校で行われ、多くの同窓生や関係者らで祝いました。新垣正祐期成会会長は「本校を巣立った卒業生は1万5千人を数え、あらゆる分野で活躍している。今後も21世紀に活躍する心身ともに優れた人材が本校から育っていくことを願う」と式辞を述べ、期成会から同校へ、大型スクリーンや放送設備等が贈られました。その後祝賀会が開かれ、生徒や職員、PTA役員らによる余興で、会場を盛り上げました。また、式典前には、10年前の40周年記念事業で埋められたタイムカプセルの開封式が、正門そばで行われ、当時の在校生である41～43期生の卒業生や関係者らが参加しました。41期

生を代表し、上地光希さんが「このタイムカプセル開封を心機一転に、10年後には更に良くなっているよう人生の計画を立てていきたい」とあいさつ。カプセルから10年前の手紙や写真などが出てくると、「懐かしい～」と歓声が上がりました。喜納由依子さん（41期生）も「一瞬で思い出がよみがえった。仲が良かったクラスで、楽しかった」と、再会した友人らと思いの出話を花を咲かせていました。



## 生活研究会の ま～さいび～んどお

じゃがいも入り蒸しまんじゅう



#### 材 料

|              |      |           |      |
|--------------|------|-----------|------|
| ジャガイモ（蒸したもの） | 500g | 食酢        | 180g |
| 小麦粉          | 700g | 黒砂糖       | 200g |
| 水            | 2カップ | ベーキングパウダー | 小さじ2 |
| 重層           | 大さじ2 |           |      |
| あんこ          | 200g |           |      |
|              | 砂糖   | 200g      |      |
|              | 塩    | 少々        |      |

#### 作り方

- ① あんこを作る。（小豆を煮て煮汁が少なくなったら砂糖を入れとろ火で練り上げる）
- ② じゃがいもは皮をむき、ゆでてつぶしておく。
- ③ ②に重層とベーキングパウダーと食酢をいれる。
- ④ ③が泡だったら黒砂糖を水2カップで溶かしたものを2カップいれる。
- ⑤ ④に小麦粉を3回に分けて入れよくこねる。
- ⑥ 適当な大きさに丸め、あんこを包みサンニンの葉にのせて蒸し器で10分くらい蒸す。



施政方針を述べる  
上間町長

# 町民の目線に立ち 町民本位の町政を

3月5日の平成22年第2回西原町議会定例会で、上間町長が述べた平成22年度施政方針は次のとおりです。

## 1 はじめに

本日、平成22年第2回西原町議会定例会が開催されるに当たり、今年度の町政運営の基本ともなります平成22年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営に当たった私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

2008年秋のリーマンショック以降、世界経済は依然として厳しい状況が続ぎ、日本経済も持ち直しの兆しがあるものの、デフレや雇用不安等を抱えた状況で推移しています。

昨年の夏、政権交代で鳩山政権が誕生「官僚主導体制から政治主導体制」や「中央集権から地域主権」への変革の試みが始まりました。そのような中で、この国の形がどう変わるのか、そのことによって中央と地方の関係がどのような制度や仕組みとなって形成されていくのか、今後とも注視していかなければなりません。

さて、私は就任から早くも1年5ヶ月が経ちましたが、引き続き町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち、

町民本位の町政」を基本理念に、

- 一 平和なくして町民福祉なし。平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一 町民の税金を大切に使う予算執行
- 一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、21世紀の初頭にあつて、時代は大きな変革の時を迎えています。国も技術革新と国際化という大きな潮流の中で、その在り方を問われています。地方自治体も自治の理念が問われています。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

今や、行政は一時の停滞も許されません。「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識の下に行政改革を推進し、財政の健全化、効率化に努め、西原町の確かな未来を創造してまいります。

平成22年度の予算編成は、引き続き大変厳しい財政状況

ではありますが、

- (1) 庁舎等複合施設建設事業
- (2) 子ども手当て支給事業
- (3) 認可保育園建設補助事業
- (4) 東崎兼久線街路整備事業
- (5) 兼久仲伊保線（産業通り）道路整備事業
- (6) 災害時要援護者リスト作成事業
- (7) 新エネルギー導入助成事業
- (8) 全国高等学校総合体育大会「美ら島沖縄総体2010」

など、主な新規事業をはじめ、諸施策について予算編成しました。

以上、町政運営の基本姿勢及び平成22年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

## 2 執行体制と行財政の確立

執行体制については、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲などに伴い、事務事業、行政需要は年々増大しています。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲などに対応するため制定した西原町

部設置条例に基づく部の設置と課や係の再編を行うとともに、今年度中に策定を予定している西原町新行政改革大綱（仮称）を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、明るくさわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりに努めます。また地方分権の進展に対応し、職員の資質の向上と職場の活性化に向けて、職員の自発的な自治研究活動を支援します。

本庁舎は、建築から42年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービスの面で不便をきたしており、庁舎建設は喫緊の課題であります。そのため、前年度策定した西原町庁舎等複合施設基本構想に基づき、地域交流センター（町民ホール）、保健センター、地域防災センターと庁舎との複合施設建設に向けて取り組めます。今年度は、庁舎等複合施設建設室を設けて、基本設計・実施設計、用地取得などに向けて取り組みます。

本町では、「文教のまち西原」人かがやき 自然ゆたか 文化かある 平和創造のまち」の将来像を掲げ、こ

れまで多くの施策に取り組んできました。当計画における基本構想の目標年次及び基本計画の計画期間が平成23年度までとなっているため、今年度から今後の町民と行政のまちづくりの行動指針となる「第四次西原町総合計画」の策定に向けた取り組みを始めます。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。平成22年度の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保は、最重要課題であります。

今年度は、前年度実施した課税漏れ家屋の一斉調査に基づき、2次調査（実測調査）をすることにより課税します。さらに、法人の償却資産については、国税との連携を強化し、課税客体的確な把握に努めます。

また、税の公正、公平性の観点から滞納整理をより一層積極的に進めるため、現行の徴収嘱託員制度を改め、「町税滞納整理嘱託員（県税OB

## 3 平和事業の推進

去る大戦では10数万人の町民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近く、尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、今だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」を後世に語り継ぎ、

平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、町平和事業推進委員会を充実させるとともに、今年度も平和音楽祭、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習など各種平和事業を推進し、一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現をめざします。

## 4 福祉の充実

障害者や高齢者、児童などが含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることができ、明るく住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

### (1) 高齢者福祉

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2009」に



ターとの連携により、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちの実現をめざします。

税制改正や後期高齢者医療制度の導入などにより、高齢者の経済的負担が大きくなり、生活を圧迫している状況にあります。このような高齢者を取り巻く状況を改善するため、引き続き介護保険料の軽減を図ります。今まで以上に低所得者に配慮した保険料にすることにより、高齢者の経済的負担を軽減し、安心して暮らしていけるよう支援します。

高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう努めます。そして現在、助成を行っている在宅老人移送サービス事業などを継続して実施するとともに、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品の支給を行います。

長寿を祝し、支給している敬老祝金については、支給年齢を85歳から80歳に引下げ、支給金額を5000円から10000円に引き上げましたが、今年度も継続して実施します。

高齢者が生きいきとしたライフステージを実現できるよ

し健康長寿をめざします。そのため、20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の温床である肥満と慢性腎臓病対策を重点的に実施し、生活習慣病対策に取り組めます。

本町で死亡率の一番高いがん対策としては、がん検診の充実を図り、早期発見するために個別検診を取り入れ受診しやすい環境づくりに努めます。

女性特有のがん検診についても、隔年実施であったもの



う健康づくりと生きがい対策を図るため、引き続き町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金の助成を行います。

本格的な高齢化社会を迎える中、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすことが大切です。そのため、今後とも希望に満ちた社会参加を進めている町シルバー人材センターの支援に努めます。

#### (2) 児童・母子(父子)福祉

次世代を担う子供達が健やかに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子供達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子供を生み育てることのできる環境づくりを推進するため、「町次世代育成支援行動計画」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び定数の弾力化による慢性的な待機児童の解消に努めるとともに、今年度は一園の認可保育園創設に向けて

建設費の助成を行います。また、認可外保育園に対する助成の充実に努めるなど、多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

児童健全育成については、児童を中心とした地域交流の場として児童館の充実強化を図るとともに、放課後児童クラブなどの放課後児童健全育成の充実強化に努めます。

小児の医療費については、引き続き入院についての助成対象を、乳幼児から中学校卒業まで行い、児童生徒の保健の充実を図り健やかな成長を支援します。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、児童相談員の充実強化を図り、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

#### (3) 障害者(児)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等

しく社会参加し活動することは、まちづくりにおいてとても重要であります。そのようなことから、障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定した町障害者計画「ほのぼのプラン2009」及び町障害福祉計画に基づき、継続的助成を実施している重度心身障害者(児)の入院時食事療養費給付事業など、各種の生活支援の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、県の福祉のまちづくり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、外出支援事業のタクシー利用料助成事業などについても継続して実施に努めます。そして、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行い、障害者の社会参加の支援を推進します。

心身障害者(児)見舞金については、新たに精神障害者保健福祉手帳交付を受けている者も受給資格対象とし、さらなる障害者の福祉充実に努めます。

発達障害児の支援として、小学校就学前児童を対象に健診後の親子療育事業「親子ひろば」を実施します。精神保健福祉事業について

す。しかし、保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあります。このような状況の下で、保険税収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、医療費の適正化に向けたレセプト点検を強化します。

## 6 産業の振興

### (1) 農業の振興

国は、「農政の大転換」と位置付けられた「新しい食料・農業・農村基本計画」を決定し、これまでの農業者を一律に助成する政策から、今後は一定の基準を満たした担い手へ絞り込む政策への転換を打ち出しました。このような中、本町においてもこれからの農業の担い手確保に真剣に取り組んでいくことが求められています。

さとうきびは、従来の最低生産者価格が廃止され、原料取引価格へ移行されるとともに、新たなさとうきび経営安定対策が導入されました。今後は、西原町さとうきび生産組合をはじめ、関係団体などとも連携を強化し、本町の基

は、在宅精神保健の充実強化のため、町地域活動支援センター「さんさん」と連携を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

### (4) 地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力あるふれあいのまちを築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支え合う地域社会づくりが重要であります。そこで、今年度も町社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」の継続を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組みます。そして、同協議会で策定された第2次町地域福祉活動計画を踏まえ、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会など、小地域ネットワーク事業の充実・拡大に向けて支援します。

## 5 保健医療の充実

成人保健事業は、総合的な健康づくり対策「にしろ健康21」に基づき「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に各種健診の受診率の向上に努め、「町民減量革命」を推進

幹作物であるさとうきび生産の振興に努めます。

園芸作物については、消費地に近い地理的条件を活かし、高品質で収益性の高い農作物の安定出荷をめざした都市近郊型農業の確立に向け推進するとともに、農業施設補助金などを交付し振興を図ります。

今後の農業振興にあたっては、担い手の育成・確保が重要であります。その生産基盤の確保のため、農業委員会及び耕作放棄地解消対策協議会並びに関係団体などと連携を強化し、遊休地の発生防止、耕作放棄地の解消を行い、農地利用集積など農地の流動化に積極的に取り組みます。

望ましい食生活の実現に向けた食育の推進及び学校給食への地場農産物の利用拡大、地元産の農産物・食品を地元で消費する地産地消の推進を図ります。

畜産業は、飼料価格や燃料の高騰などの影響により厳しい経営状況にあります。町としては、今後とも混住化による環境問題に配慮しながら畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入、家畜予防注射などを実施し畜産業の振興を図ります。

(2)水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金などを交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議の上取り組みます。

(3)林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は施肥保育、雑草下刈り、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4)商工業の振興

国内経済の動向は、輸出や生産が減少し、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、不安定な動向が続き、未だ景気に不透明感が漂い、県内経済や中小企業を取り巻く経済環境は、今なお厳しい状況下にあります。

商工業振興については、町

続き「節水意識の高揚」に努めます。

(4)交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量が増大の傾向にあります。交通安全対策として、これまで住民の生命の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」と「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、横断幕・懸垂幕などの設置、また各種交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

(5)消防・防災体制などの確立

自然災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画をもとに年次的な地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地など、避難場所などについては防災マップやホームページにおいて、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めてきました。特に、これまで梅雨期・台風などで小波津川の氾

内に大型ショッピングセンターがオープンして以来、近隣市町村から多くの買い物客が訪れています。町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗がお互いに相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。

また、工業専用地域の基盤整備（道路）や東崎商業地域への企業誘致、ふるさと資金を活用した誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業などの優先発注、町産品優先使用などにより、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。昨年設置した西原町雇用対策推進本部を軸に関係機関、企業などとの情報、意見交換を図りながら、町民の優先雇用の要請について、町内各企業の協力を得て雇用確保を推進します。

東崎マリントウンの整備とともに期待される観光振興については、既存の文化、歴史的資源と新しい観光資源の周知と利活用に努め、産業の活性化を図ります。

濫による災害が相次ぎました。今年度は全国瞬時警報システム（J・A・L・E・R・T）の整備を図り、災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開し、被災後の円滑な復旧復興を可能としていくことが重要であります。災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

防犯活動については、引き続き関係機関・団体と連携し、地域安全活動などの地域ぐるみの防犯活動を通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて、東部消防組合などと一層の連携・強化に努めます。

今年度は、大規模な災害時の際に援護を必要としている方々の把握を行うため、「災害時要援護者リスト」の作成を行い、町防災計画と連動すること、今後の全庁的な援護体制の構築を図ります。

(6)環境保全対策

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水などによる河川の水質汚濁、増大する

7 安全で住みよい生活環境の整備

(1)道路網及び排水の整備

住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、今年度は、課題でありました道路冠水が起こっている小那覇工業団地、我謝（前川）、幸地（上安次座）などの排水路整備を進めます。また小波津川河川に架かる人道橋などの設計も進めます。町道整備も継続して小那覇マリントウン線、兼久・仲伊保線、小波津川北線、小波津川南線、森川翁長線、兼久・仲伊保線（北側）、小那覇8号線、小波津屋部線、兼久マリントウン線（東崎兼久線街路事業）の9路線の整備を推進します。

国、県事業についても国道329号与那原バイパス（西原区間）や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津川河川改修事業を推進し、さらに土砂災害なども国・県に要請しながら整備や事業化に向けて取り組みます。

(2)都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空

不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガスなどによる大気汚染など、多種多様化しています。このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用など、循環型社会形成が求められています。このため指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、生ごみ処理機購入補助、環境美化・清掃活動、ごみのリサイクルなどを促進し、意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。さらに不法投棄を未然に防ぐため、関係機関と連携し環境パトロールを実施します。また、ごみの減量化、循環型社会の取り組みとして緑のリサイクル事業を推進し、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設備補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、前年度策定した西原町墓地整備基本計画に基づき、本町の都市計画や土地利用計画との調整

間の形成を確立するため、今後も引き続き町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラムの指針を踏まえ、市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。

マリントウン・プロジェクトについては、東崎公園、東崎都市緑地の整備も完了し、既に供用開始されています。土地分譲については、商業用地の早期処分を積極的に推進します。

下水道事業については、引き続き、小橋川、呉屋、小波津、翁長地内などにおける面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。中城湾南部流域下水道事業については、その財源確保に努めるとともに事業の計画的推進を図ります。

上原棚原土地区画整理事業については、平成21年度時点に進捗率約97％と最終局面を迎えています。今年度は補償交渉難航による未解決物件の解決及び残っている街路整備や宅地造成工事の完了並びに換地処分に向けて努めます。

を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和が取れるような墓地行政を推進し、無秩序な開発防止に努めます。

8 教育、文化、スポーツの振興

教育の推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標を目指して国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるように、学習環境の整備に努めます。また「心の教育」並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。

さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。なお、今年度も「教育施策5項目」を設定し、具体的な目標と取り組みを明確にし、集中的な実践を図ります。

(1)学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やコンピュータ教育の

西原西地区土地区画整理事業については、平成21年度で全ての仮換地指定が完了しました。今年度は前年度に引き続き建物など物件補償を行い、工事に着手します。また、仮換地指定完了に伴う一部事業計画と実施計画変更のための準備調整などにあたり、関係機関との連携及び関係地権者の協力を得ながら事業を推進します。

(3)上水道事業について

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきましたが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施にあたっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業などの調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。また、県内の水事情を考慮し、引き

充実を図ります。また、特別支援教育の充実のため特別支援教育支援員を増員します。そして幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対して、預かり保育を実施します。

今年度も沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、名実ともに「文教のまち西原」をめざして教育活動の充実発展に取り組みます。

施設整備面においては、前年度からの継続事業である西原南小学校改造防音工事や西原東幼稚園園舎の耐震化を図るための耐力度調査などを実施し教育環境整備に努めます。

(2)学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも衛生管理には細心の注意を払って、安心・安全な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、引き続き嘱託員を配置して給食費の徴収率向上に努めるとともに、口座振替の推進や、学校・PTAと協力して給食費についての啓発活動を実施し

ます。  
給食費については、平成元年に改正されて以来、さまざまな工夫をして、充実した給食づくりに努めてきましたが、近年の食材の高騰により、基本的な栄養価等を落とさないため、給食費の値上げをします。

### (3)生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は、「文教のまち西原」の生涯学習の拠点として多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めていきます。

中央公民館においては、各種事業や講座などの充実を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学やエル・ネットの情報も

積極的に提供します。

### (4)スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に因應するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利活用にも取り組みます。また、各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・体力づくりを関係各機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

今年度は、全国高等学校総合体育大会「美ら島沖縄総体2010」の開催年度であり、バスケットボール女子とバレーボール女子の2種目の競技が本町で行われます。高校生最大のスポーツの祭典に県内外から訪れる参加者を心温かく迎えし、素晴らしいイベントにしたいと考えています。トレーニング室の運営管理事業については、トレーニングの配置を週3日から7日に増やし、より充実した指導を行い町民の健康づくりに努めます。さらに、バレーボールの

盛んな本町の特性を活かし、青少年と町民に夢と希望を与え、明るく活力に満ちた西原町を築いていくために、引き続き、さわやか杯中学生バレーボール大会を誘致するとともに、町ビーチバレーボール大会、町少年野球教室を開催します。

### (5)青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況下にあります。児童生徒の問題行動や集団飲酒、拉致未遂事件などもあります。問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体などと緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。

### (6)文化事業の推進

近年、本県の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸などに対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会など文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高

まっています。今年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業などを活用して地域伝統芸能の保存育成を支援します。

町の歴史・文化・産業などの記録を通し、町民の郷土への理解と愛着を深める町史編集事業は、通史編の発刊と資料収集に努めます。文化財については、その周知・保護に努めるとともに、資料収集を行います。今年度も文化財ガイド養成講座を開催し、町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

内間御殿については、内間御殿整備事業基本調査を踏まえ、国の文化財指定に向け努めるとともに、「内間御殿復元期成会（仮称）」を発足させ、内間御殿の復元に向けての環境づくりに努めます。

## 9 男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、

「さわふじプラン」の計画的、体系的な事業執行に努めてきました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会などへ積極的な登用を図り、県下でもトップレベルの登用率を誇っています。今後はさらに、女性に対する暴力（DV）の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大、女性に対するあらゆる差別を撤廃するために「西原町男女共同参画推進条例」を制定し、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

## 10 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、今年度も引き続き町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学などの留学生との交流に取り組んでいきます。



## 11 地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、町民が主体となって、自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切であります。そこで、活力に満ちた明るく住み良い地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進する一方、今年度は、コミュニティ助成事業により、翁長自治会へ助成を行います。さらに、「手づくりのまち」原材料助成事業を引き続き実施します。

本町はこれまで、マリントウン事業に対してアクセスをはじめ諸事業の導入・誘導などによる資本投下を行いながら、海辺のアメニティー豊かなまちづくりと地域の活性化をめざし、積極的に事業を推進してきました。その中でもシンボル施設であります西原マリnparkを3年間指定管理者として管理運営を実施し、西原・与那原地域のみならず沖縄本島における東海岸の海洋レジャー・マリンスポーツの一大拠点として、本町の地域活性化に大きく寄与したものと考えています。今後とも

多くの県民や観光客の利用促進を図り、中南部の結節点・中北部への玄関口として地域産業の活性化と地域住民が誇れる施設となるよう努めます。

## 12 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することにあります。

広報活動の柱でもある広報にしはらは、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも内容の充実・改善に努めます。ホームページについては、前年度にリニューアルしたところであり、今後とも正確かつ迅速な情報を提供することにより町民の利便性の向上に努めるとともに、町民がホームページを利用しやすいようさらなる内容の充実強化を図ります。

広聴活動については、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に

推進します。またEメール、町民アイデア箱、窓口相談員、行政チェックマン制度の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

## 13 おわりに

平成22年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成しております。（一）内の数字は対前年度当初比率です。

- |                       |                         |         |
|-----------------------|-------------------------|---------|
| (1) 一般会計歳入歳出予算案       | 1 0 7 億 8 8 2 0 万 8 千 円 | (11・9%) |
| (2) 国民健康保険特別会計歳入歳出予算案 | 4 0 億 3 8 0 7 万 2 千 円   | (2・2%)  |
| (3) 老人保健特別会計歳入歳出      |                         |         |

- |                         |                       |          |
|-------------------------|-----------------------|----------|
| 予算案                     | 1 2 0 万 9 千 円         | (△96・0%) |
| (4) 公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案  | 7 億 6 9 5 2 万 4 千 円   | (4・5%)   |
| (5) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案 | 8 億 8 7 7 7 万 4 千 円   | (△8・9%)  |
| (6) 介護保険特別会計歳入歳出予算案     | 1 5 億 8 1 9 0 万 3 千 円 | (18・7%)  |
| (7) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案  | 1 億 6 1 9 0 万 6 千 円   | (7・0%)   |
| (8) 水道事業会計予算案について       | 3 9 万 5 千 円、          | 収益的支出    |

- |            |           |
|------------|-----------|
| 平成22年度3月5日 | 西原町長 上間 明 |
|------------|-----------|

以上、平成22年度の町政運営の基本姿勢及び主要施策の概要並びに予算案について申し上げますが、議員各位並びに町民皆様のご指導ご協力をお願い申し上げ、平成22年度の施政方針といたします。



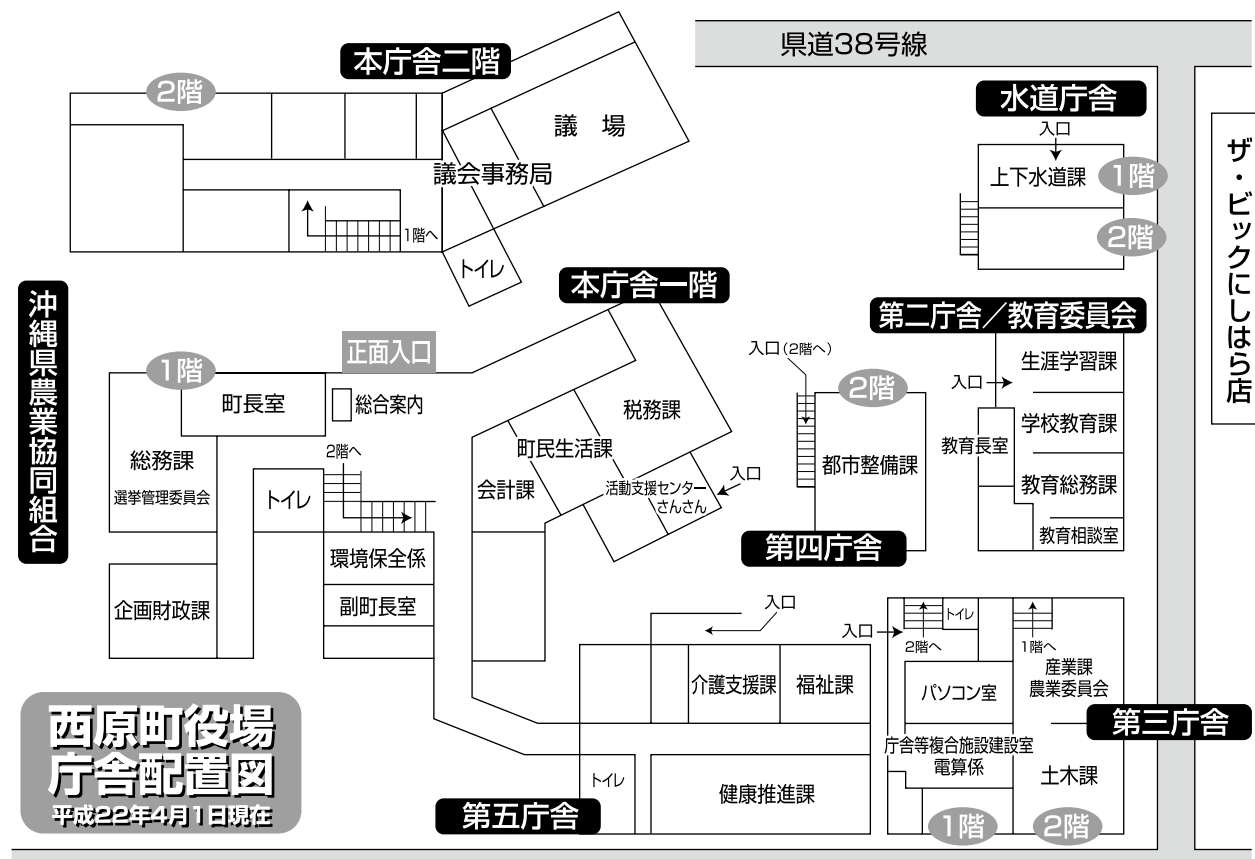
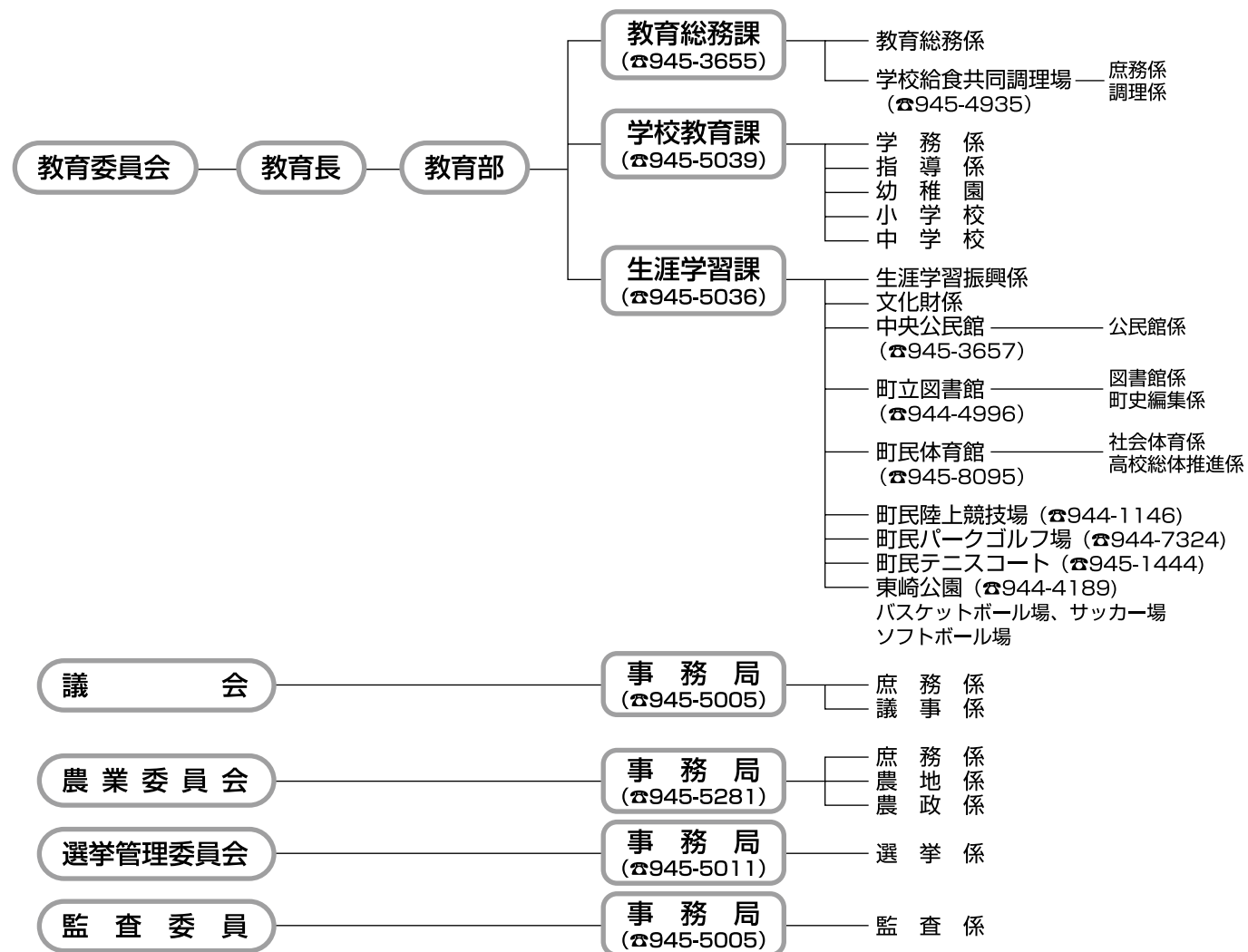
町花木：サワフジ



町の木：ガジュマル



町の花：ブーゲンビリア



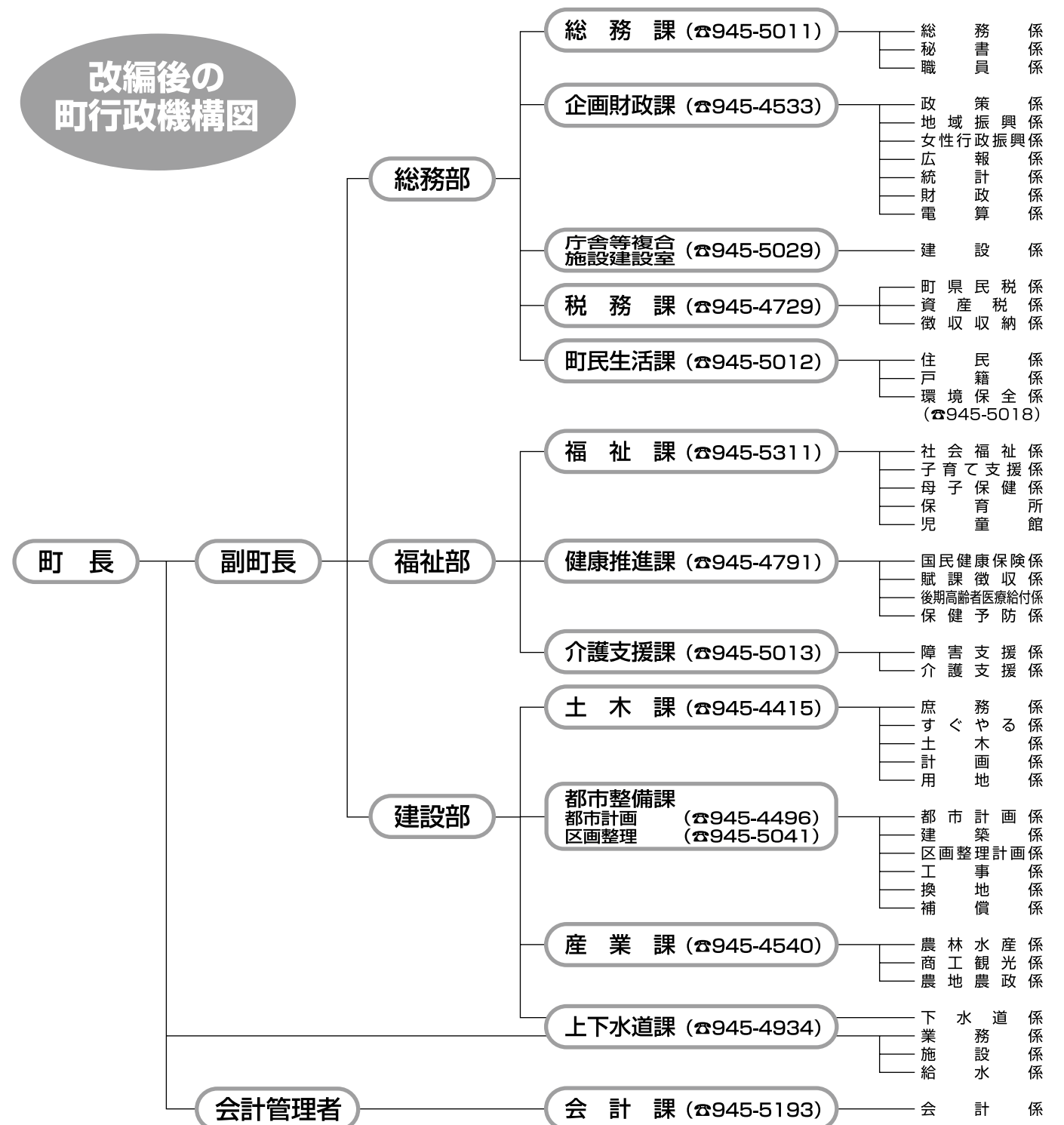
## 部制が導入されました

西原町役場では、地方分権の進展に伴い、効率的な事務事業の実施や重要施策を推進するために、組織・機構の見直しを行いました。

部制（総務部、福祉部、建設部、教育部）を導入し、役場内の横断的な組織強化を図ります。また、課の再編などでは、庁舎等複合施設建設推進のため「庁舎等複合施設建設室」を新たに設置し、企画政策課と財政課を「企画財政課」に、都市計画課と区画整理課を「都市整備課」にそれぞれ統合します。現在の「すぐやる課」を廃止し、環境保全係（ゴミ関係業務）が「町民生活課」（町民課から名称変更）へ移り、すぐやる係は「土木課」に移ります。

教育委員会では、「保健体育課」を廃止し、「生涯学習課」と統合します。また、東崎公園の管理業務も行います。

## 改編後の町行政機構図



## Q4 いつまでに手続きしたらいいの？

A 9月30日までです。それ以降については随時受付いたしますが、10月以降に手続きした分については手続きした翌月分からの手当しか支給できませんので、ご注意ください。

## Q5 子ども手当の手続きには何が必要ですか？

A 新規の手続きの方と増額の手続きの方で必要書類が異なります。

### ●新規の方

1. 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）
2. 印鑑
3. （厚生年金等加入者）受給者の健康保険証
4. （養育している18歳以下の児童が別世帯でいる場合）別居する児童の住民票とう本
5. その他

### ●増額の方

1. 印鑑

印鑑は銀行印以外でも大丈夫ですが、シャチハタ印は受付できません。

## Q6 子ども手当はいつもらえるの？

A 毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までの手当（例えば10月には6月～9月分の4か月分）をまとめてお支払いします。ただし、今回に限っては手続きの時期によって振込日が異なりますのでご注意下さい！

| 手 当          | 5月21日までに手続 | 5月24日～9月30日まで | 10月1日以降手続き           |
|--------------|------------|---------------|----------------------|
| 4・5月分        | 6月定期払      | 随時払           | 支給対象外となります           |
| 6・7・8・9月分    | 10月定期払     |               |                      |
| 10・11・12・1月分 | 2月定期払      |               | 手続きの翌月以降分から一番早い定期払の日 |

\*現在、児童手当を受給している方の増額の手続きは6月の現況届と同時にできますが、その場合4、5月分の増額分の手当については6月の定期振込に反映されませんのでご注意下さい。

## Q7 「現況届」って何？

A 児童手当（特例給付）でもありましたが、受給者の方の6月1日現在の状況を確認し、引き続き手当を受給する資格があるかについて確認するため毎年6月に行われる手続きです。受給資格確認のための手続きですのでお手数ですが窓口までお越しの上必要事項を記入して下さい。現況届の提出がない場合、6月以降の手当（10月期以降支払）については支給できませんのでご了承下さい。日程・必要書類等の詳細については「広報にしはら6月号」にて案内します。

お問い合わせ先／西原町役場 福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

# 子ども手当について



次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため中学校修了前までの子どもを養育する方に「子ども手当（1人当たり月額13,000円）」を支給します。

## Q1 「児童手当（特例給付）」と「子ども手当」の違いってなに？

A これまでの「児童手当（特例給付）」から「子ども手当」になり、大きく変わるのには以下の通りになります。

|              | 児童手当（特例給付）<br>※平成21年度（平成22年3月まで）                          | 子ども手当<br>※平成22年度（平成22年4月から） |
|--------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 支給対象児童       | 12歳になって最初の3月まで<br>（小学校修了まで）                               | 15歳になって最初の3月まで<br>（中学校修了まで） |
| 支給金額<br>（月額） | 【3歳未満】 一律 10,000円<br>【3歳以上】 第1・2子 5,000円<br>第3子以降 10,000円 | 上記支給対象児童 一律 13,000円         |
| 所得制限         | あ り                                                       | な し                         |

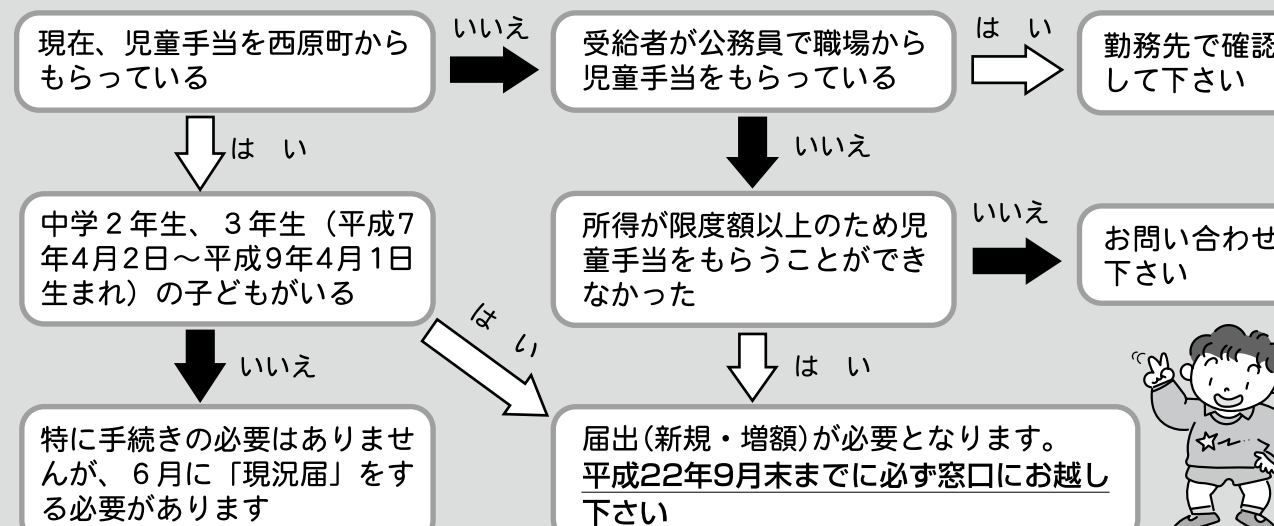
## Q2 「子ども手当」をもらえるのはどんな人？

A 中学3年生以下の子どもを養育する方で、下記に該当する場合はもらえます。

- ① 日本国内に住所があること。国籍は関係ありません。
- ② 中学3年生以下の子どもを育てている家庭において、その子どもに対する受給資格の要件にもっともあう方  
※1 必ずしもお父さんでなくても大丈夫ですが、1つの家庭で受給者が2人以上になることはありません。  
※2 事情があり、親が子どもを養育していない場合は、親でなくても子どもと一緒に暮らし、子どもを養い、守り育てていたら親に代わって手当をもらえることもあります。別途審査が必要です。ご相談下さい。

## Q3 何か手続きしなくてはいけないの？

●手続きが必要な方と必要のない方がいます（下記フローチャート参照）



## 《病後児保育事業》をご存知ですか？

この事業は、保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

- ★実施施設★ 医療法人 ひまわりの会 太田小児科医院（西原町字小橋川164番地の1）
- ★利用時間★ 午前8：30～午後5：30（木曜日8：30～12：00、土曜日8：30～15：30）
- ★利用料金★ ①保育料 2,000円（一人日額） ②食費 500円  
※ただし次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。  
1）生活保護世帯→保育料全額免除  
2）市町村民税非課税世帯→保育料一部免除（保育料1,000円）
- ★利用方法★ 事前に役場、病院に備えてある病後児保育事業（利用登録・利用料免除）申請書で登録し、利用時は利用申請書を病院へ提出してください。
- ★対象児童★ 西原町に居住するもので、次の①、②のいずれかに該当するもの。  
①保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭で育児を受けることが困難な児童。  
②保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童。（小学校低学年児童を含む。）

☆お問合せ☆ 福祉課 児童福祉係 ☎ 945－5311（内線124）

## 平成22年国勢調査 調査員募集！

今年の10月1日、全国一斉に国勢調査が実施されます。  
国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象に行われる大規模な統計調査で、我が国の人口、世帯の最新の実態を明らかにし、国民生活の向上に幅広く役立てられる大切な調査です。

\*\*\*西原町では、国勢調査に従事する調査員を募集しています\*\*\*

- 応募資格 ① 西原町内に居住している、原則20歳以上の健康な方  
② 責任を持って調査事務を遂行できる方  
③ 調査内容についての秘密を保持できる方  
④ 税務、警察、選挙に直接関係のない方
- 主な仕事 調査世帯への調査票の配布と回収
- 調査期間 平成22年9月23日～10月24日頃 ※9月上旬に説明会あり
- 報酬 39,000円程度 ※参考金額であり、まだ確定した金額ではありません  
※調査世帯数により増減あり
- 申込期限 平成22年5月31日（月）
- 申込方法 「平成22年国勢調査 調査員申込書」に必要事項を記入の上、企画財政課統計係へ提出して下さい。※申込書は、企画財政課窓口においてあります。



☆お問合せ☆ 企画財政課 統計係 ☎ 945－4533（内線213）



## 【就学援助希望者の申請について】



西原町では就学援助事業を行っています。

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

### 1. 対 象 者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

- （1）生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- （2）生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

### 2. 援 助 項 目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3. 申 請 方 法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

【受付期間】……平成22年4月19日（月）～5月21日（金）

- 【提出書類】……①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）  
②住民票謄本（同一世帯者全員、続柄の記載されているもの） 一部  
③課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）  
④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）  
⑤委任状・口座振替依頼書

※③の書類については課税基準日が平成21年1月1日になりますので、平成21年1月1日に西原町以外の市町村に在住（住民登録）していた方は該当市町村にて③の書類を揃えて下さい。

なお、同居者のある場合、その方の書類も同じように必要になります。

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成23年1月末日まで。

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意下さい。

【提出先】……就学先の小・中学校

◇問い合わせ先◇ 各小・中学校または教育委員会学校教育課

☎ 945－5039（内線513） FAX 945-6770

## 町交通安全母の会が県警から表彰

交通安全の意識高揚や交通事故防止への貢献が認められ、町交通安全母の会（長崎信子会長）が、県警察本部から「平成21年度交通安全功労者」として表彰されました。同会は永年、手作りの交通安全お守りの配布や、小学校での交通安全指導などに取り組んでおり、受賞に、長崎会長は「歴代の会員の皆さんのおかげ。これからも町内の交通安全のため、新一年生の交通安全指導などを充実させたい」と述べていました。



## 第3回小波津ジャガイモスープを開催

ジャガイモの大きさを競い合うことにより、農作物生産の意欲を高め、自家栽培と農地活用を促進しようと、小波津自治会（糸数栄吉会長）は2月28日、小波津集落センターで、「第3回小波津ジャガイモスープ」を実施しました。小波津祐光さんが1個の部で850g、10個の部で5,750gと、両部門で優勝しました。出品されたジャガイモは、町給食センターに寄贈されました。



## 下地郁子さんが総務大臣から表彰

「第45回衆議院議員総選挙に係る総務大臣表彰」に町選挙管理委員会委員の下地郁子さん（字呉屋）が受賞しました。これは、下地さんが選挙実例等の研究に努め、選挙管理を適正かつ円滑に執行し、投票所の環境改善を図って投票率の向上に貢献したことが認められたもの。受賞に、下地さんは「当然の仕事をしているだけですが、表彰を重く受け止め、今後とも頑張ります」と話していました。



## 与那嶺涼子さんがネパールでの活動を報告

与那嶺涼子さん（字幸地）が、JICA（青年海外協力隊）で派遣されたネパールでの2年間の活動を終え、2月23日、町役場を訪れ、活動報告をしました。ジェンダー学を専門とする与那嶺さんは、女性の地位が低く、慣習法が根強いネパールで、WHRという寡婦のための人権団体に所属し、職業訓練や貸付など寡婦の経済自立支援や人権擁護活動を行ってきました。実際に生活をして様々な差別意識にカルチャーショックを受け、仕事に対する意識の違いで苦労したという与那嶺さんですが、「今後も女性の自立を援助する仕事で頑張りたい」と話していました。



# まちの話題

## 春高バレー県予選で、西原高校男女バレー部がアベックV!!

バレーボールの「第41回全国高校選抜優勝大会沖縄地区予選大会」で、西原高校のバレー部が、男子、女子ともに優勝を果たしました。2月23日、町役場を訪れた男子の羽地朝哉キャプテンは、「町の応援もあって優勝することができた。コンビバレーで、全国ベスト4を目指します」と意気込みを語り、女子の平良皐月キャプテンは「インターハイでは悔しい思いをしたので、全国大会では一戦一戦全力で戦う」と決意を示しました。上岡町長は「アベック優勝とは見事。バレーボールの町を宣言している本町にとって、こんなに嬉しいことはない」と褒め称えました。同部は、3月20日から東京で行われる全国大会（春の高校バレー）に出場します。



## 長男の妻の立場を理解し合おう

長男の妻の負担が大きいといわれる仏事や介護などについて、世代を超えて話し合おうと「長男の妻応援！ ゆんたく集会」が2月18日、町中央公民館で開かれました。第一部では「香典は千円にし、お返しは廃止する」など最新新生活運動に取り組む自治会の事例を紹介。第二部では、舅、姑、長男の妻、独身など各世代の代表がパネリストとなり、各々の立場から現状や意見を述べました。結婚前は長男に嫁ぐことに反対されたという長男の妻代表の川満ヤス子さん（町商工会女性部長）は「義母に子育てなど助けてもらい、ありがたく思う」と話し、長男代表の呉屋邦広さん（町職員）は「長男は両親と妻のクッション役に徹し、お互いの話を聞くこと」と話していました。



## 小川保育園で食育体験

2月17日、小川保育園（田仲雄二園長）でカレーや黒糖作りの食育体験が行われました。田仲園長は「自ら育て収穫し食べることで食育になる」と話し、カレー作りでは、園で栽培した野菜を収穫し、一口大に切る体験。初めて包丁をさわったという宮里咲愛ちゃんは「玉ねぎ切って涙が出た」と話しながらも、自分達が作ったカレーを美味しく完食。地元の農家から提供してもらったサトウキビで、園児らはサトウキビ搾りにも挑戦しました。圧搾機で搾ったサトウキビの汁を飲み、「甘～い、おい～い」を連呼し、その後も汁が煮詰められ、黒糖が出来あがっていく様子を興味津々で見つめていました。



## こころと体が喜ぶメニューを学びました

“いつもの食材が少しの工夫で、こころと体が喜ぶメニュー”をテーマにした「体の中も美しく、キレイの秘訣教室」が、国民健康保険加入者で特定健診を受診された方を対象に、5回講座で開催されました。受講者はダイエットだけではなく、おいしく簡単に、アンチエイジングにも効果的なメニューを学びました。



## 九州春季バスケットボール大会を開催

「美ら島沖縄総体2010」のリハーサルを兼ねた「第40回全九州高等学校バスケットボール春季選手権大会」が2月12日～14日、町民体育館で行われ、県内外から32校が参加しました。開会式で、上岡町長は「高校生らしいプレーで盛り上げてほしい」と激励。男子は福岡第一高校、女子は九州女子高校が優勝しました。



## 浦田聖子・西堀健実ペアがビーチバレー教室を開催

女子ビーチバレーの浦田聖子・西堀健実ペアを講師に迎え、プロの技術を肌で感じてもらおうと「キッズビーチバレーボール教室」（町バレーボール協会主催）が2月20日、西原きらきらビーチで開催されました。参加した町内の小学生は、裸足で砂浜を駆けまわり、砂まみれになりながら、ビーチバレーの楽しさを学びました。



## 真栄城紀子さんが新報活動賞受賞！

社会の第一線で活躍する個人や団体を顕彰する第32回琉球新報活動賞の教育活動部門で、県なぎなた連盟副会長の真栄城紀子さん（字我謝）が受賞しました。真栄城さんは「西原なぎなたクラブ」を設立し、高校の監督として5度、中学では7度全国を制覇し、現在も西原東中学校なぎなた部のコーチを務め、なぎなたの指導に尽力しています。「子供達の成長を見るのが嬉しい」と話す真栄城さんは、3人の娘をはじめ、多くの指導者も育てており、「私にとって、なぎなたはぬちぐすい（命の薬）。今後もなぎなた育成のために頑張りたい」と話していました。



- (1) 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に加入していた医療保険が西原町国保（沖縄県後期広域）以外の場合、加入していた保険者に、「自己負担額証明書交付申請」を提出します。
- (2) (1)の申請を受けた医療保険者から「自己負担額証明書」が交付されます。  
※介護保険に異動があった場合は、介護保険者からの自己負担額証明書の交付も必要です。
- (3) 世帯主（後期被保険者の場合は本人）は、(2)の自己負担額証明書がある場合は添付し、西原町国保（後期）窓口で申請します。
- (4) 西原町国保（後期）より、西原町介護保険へ申請があった旨を伝えます。
- (5) 西原町国保（後期）、西原町介護より給付額を按分して支給されます。  
※ 支給までには申請からおよそ3ヶ月の時間がかかりますので、ご了承ください。

## ●申請する時に必要なもの

- 医療保険者証（国保加入→国民健康保険証、後期高齢加入→後期高齢者医療被保険者証）  
○世帯主の方の普通預金通帳（後期高齢者医療保険の場合は被保険者本人の普通預金通帳）  
○介護保険証            ○印鑑（認印）  
※医療保険の自己負担額証明書……（平成20年4月から平成21年7月30日以前に他の医療保険から西原町国保に加入した被保険者がいる場合）  
※介護保険の自己負担額証明書……（平成20年4月から平成21年7月30日以前に他の介護保険から西原町介護に加入した被保険者がいる場合）

平成20年4月から平成21年7月末日の期間、西原町国保（後期）・西原町介護に加入している世帯で、支給対象者には通知済みです。

通知が届かない場合でも、年の途中で医療保険が変更になった方や、転入・転出があった方なども、証明書を提出すれば対象となる場合があります。

該当すると思われる方は、国保（後期）窓口・介護支援窓口までお問い合わせください。

|         |       |            |    |                 |
|---------|-------|------------|----|-----------------|
| 《お問合せ先》 | 健康推進課 | 国保給付係      | 電話 | 945-4791（内線154） |
|         |       | 後期高齢者医療給付係 | 電話 | 945-4791（内線152） |
|         | 介護支援課 | 介護支援係      | 電話 | 945-5013（内線195） |

♪Let's  
生き生きライフ♪ **がんじゅう教室へのご案内**

目的：心身の機能の低下を予防し、自立した生活を継続できるよう支援すること。

内容：家庭でもできる運動や体操を基礎に、筋力向上をはかる運動や歯科口腔や栄養に関する講話を実施していきます。（教室の最初と最後に体力測定があります。）

期間：平成22年5月14日～平成22年9月17日

毎週金曜日【19回・約5ヶ月間】

時間：午後2時～（2時間程度）

場所：西原町いいあんべ一家

参加対象者は、

- ①町内に在住する65歳以上の方（要支援・要介護と認定された方は除きます。）  
②運動制限の無い方  
③教室に参加する上で身体的・精神的に支障のない方

申込期間：平成22年4月1日～4月23日（日・祝日除く）

申込方法：西原町介護予防拠点施設『いいあんべー家』にて、申込書と問診表を記入してください。  
本人の印鑑が必要です。

申 込 先：いいあんべー家      電話 946-1734    FAX 946-1736

**医療費と介護サービス費の両方を利用している世帯の自己負担額が高額になったら…**

### ＜高額介護合算療養費制度＞

同じ世帯で医療費・介護サービス費の両方の自己負担額を年間で合算し、定められた年額の限度額を超えた分が国保・後期と介護保険から比率に応じて支給されます。※ 国民健康保険・後期高齢者医療保険より「高額療養費」、介護保険より「高額介護サービス費」として支給された金額は除きます。

平成21年度と平成22年度以降とで、支給要件が異なります。

この制度において、平成21年度の支給要件は、平成20年4月から平成21年7月末日までの自己負担額を対象とします。平成22年度以降は、毎年8月から翌年7月末日までの自己負担額が対象となります。

### ●平成21年度の支給要件と支給額

- (1) 世帯内同一の医療保険の被保険者全員が平成20年4月から平成21年7月末までの16ヶ月間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が下記の①の基準額を超える場合に、その超えた分の金額を支給します。
- (2) ただし、平成20年8月から平成21年7月末までの12ヶ月間の自己負担額が、下記の表の②の額を超える場合には、その超えた分の金額と(1)で計算した支給額とを比べ、大きい方の金額を支給します。

|                  | 国民健康保険<br>+ 介護保険<br>(70歳未満の方) |       | 国民健康保険<br>+ 介護保険<br>(70歳から74歳までの方) |       | 後期高齢者医療保険<br>+ 介護保険<br>(75歳以上の方) |       |
|------------------|-------------------------------|-------|------------------------------------|-------|----------------------------------|-------|
| 所得区分             | ①16ヶ月                         | ②12ヶ月 | ①16ヶ月                              | ②12ヶ月 | ①16ヶ月                            | ②12ヶ月 |
| 現役並み所得者<br>上位所得者 | 168万円                         | 126万円 | 89万円                               | 67万円  | 89万円                             | 67万円  |
| 一般               | 89万円                          | 67万円  | 75万円                               | 56万円  | 75万円                             | 56万円  |
| 低所得Ⅱ             | 45万円                          | 34万円  | 41万円                               | 31万円  | 41万円                             | 31万円  |
| 低所得Ⅰ             |                               |       | 25万円                               | 19万円  | 25万円                             | 19万円  |

- ・現役並み所得者⇒ 70歳から74歳までの高齢受給者証の負担割合が3割の方。  
後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割の方。
- ・上位所得者 ⇒ 70歳未満の被保険者の世帯の合計所得が600万円を超える場合
- ・一般 ⇒ 「現役並み所得者」「上位所得者」を除く住民税課税世帯
- ・低所得Ⅱ ⇒ 「低所得Ⅰ」を除く住民税非課税世帯
- ・低所得Ⅰ ⇒ 住民税非課税世帯で、世帯員全員の所得が一定基準以下（年金収入が80万円以下等）となる場合

## ●申請する前に確認を！

- (1) 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に、医療保険の異動があった世帯員がいる場合は、異動前の医療保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けた後、申請して下さい。
- (2) 平成20年4月1日から平成21年7月30日以前に、西原町介護保険以外の介護保険利用があった場合、異動前の介護保険者から「自己負担額証明書」の交付を受けた後、申請して下さい。
- (3) 介護保険受給者が平成21年7月31日時点で、どの医療保険に加入していたかにより、申請場所が異なります。
  - 介護保険受給者が西原町国民健康保険の場合……………西原町健康推進課国保窓口
  - 介護保険受給者が後期高齢者医療制度の場合……………西原町健康推進課後期高齢窓口
  - 介護保険受給者が社会保険等などの場合……………各社会保険等事務所窓口

# 健診受診で みな安心！ 平成22年度 特定健診

特定健診は糖尿病など生活習慣病の予防を目的とした、これまでにない検査項目が入っている、先進的な健診となっています。健診の受け方は年齢や加入している医療保険によって異なります。下の表でご自身が当てはまる欄を見て、健診の受け方を確認しましょう！

## ●自分の受診する健診を確認してみましょう●

| 年齢<br>平成23年<br>3月31日<br>時点 | 20歳～39歳<br>昭和46年4月1日～<br>平成3年3月31日生まれ                                                                                                                                      | 40歳以上の方<br>昭和46年3月31日以前生まれの方                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                         |                                                                                                      |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入して<br>いる保険               | 全ての医療保険                                                                                                                                                                    | 西原町<br>国民健康保険                                                                                                                                                                                                                                                        | 長寿医療保険<br>(75歳以上)                                                                                                                       | その他の医療保険                                                                                             |
| 受診券<br>の送付                 | 5月上旬に「20・30代<br>健診」受診券を個別送<br>付します。                                                                                                                                        | 5月上旬に「特定健診」<br>の案内と一緒に受診券<br>を個別送付します。                                                                                                                                                                                                                               | 5月上旬に長寿健診<br>受診券を個別送付し<br>ます。                                                                                                           | 特定健診は各保険により受<br>診券の発行方法が異なりま<br>す。詳しくは各保険者へお<br>問い合わせください。<br>がん検診の受診券は5月上<br>旬に町より個別送付します。          |
| 健診内容<br>と<br>受け方           | 〈内容〉特定健診と同様<br>(診察・採血・尿検査<br>など)<br>〈受け方〉<br>以下の①②のうち、い<br>ずれか1つを受診して<br>ください。<br>① 20・30代健診<br>(中央公民館で受ける)<br>② 集団健診<br>(各字公民館や中央公民<br>館で受ける)<br>①、②いずれも予約不要<br>※がん検診：対象外 | 〈内容〉<br>・特定健診(診察・採血・尿検査など)<br>・がん検診(胃・大腸・肺)<br>〈受け方〉<br>以下の①②③のうち、 <u>いずれか1つを受診し<br/>てください。</u><br>① 各字公民館・中央公民館で受ける(予約不要)<br>※がん検診(胃・大腸・肺)も受診可能<br>② 個別健診(病院で検査を受ける)<br>※指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能<br>※その他の病院ではがん検診は受診不可<br>③ 人間ドック(要予約)<br>※がん検診も含まれます<br>※指定医療機関で受けます | ・特定健診<br>各保険者により特定健診の<br>内容や料金、受け方が異な<br>ります。加入している保険<br>者へお問い合わせください。<br>・がん検診(胃・大腸・肺)<br>① がんの集団検診<br>(予約不要)<br>② 病院で受けるがん検診<br>(要予約) | ・がん検診(胃・大腸・肺)<br>① 集団検診は最大で<br>1,900円(検査項目<br>で変動)の自己負担<br>があります。<br>② 病院で受ける検診は<br>病院によって異なり<br>ます。 |
| 受診料金                       | 上記〈受け方〉の①、②<br>いずれも1,300円                                                                                                                                                  | 上記〈受け方〉の①、②いずれも特定健診は無料<br>※①でがん検診を受ける場合は、最大1,900円<br>(検査項目で変動)の自己負担額があります。<br>70歳以上の方は無料です。<br>※②指定医療機関でがん検診を一緒に受けた場<br>合は自己負担があります。<br>③ 12,300円                                                                                                                    | ・がん検診(胃・大腸・肺)<br>① 集団検診は最大で<br>1,900円(検査項目<br>で変動)の自己負担<br>があります。<br>② 病院で受ける検診は<br>病院によって異なり<br>ます。                                    |                                                                                                      |
| 健診期日                       | ① 中央公民館<br>5/16(日)・6/6(日)<br>② 町内公民館<br>(詳しくは健康カレン<br>ダーを参照)                                                                                                               | ① 町内公民館(詳しくは健康カレンダー参照)<br>② 各病院<br>③ 町指定医療機関<br>※②、③に関しては5月上旬に送付される案内をご<br>覧になるか、健康推進課へお問合せください。                                                                                                                                                                     | ① 町内公民館(詳しくは<br>健康カレンダー参照)<br>② 町指定医療機関<br>※②に関しては5月上旬に<br>送付される案内をご覧<br>になるか、健康推進課<br>へお問合せください。                                       |                                                                                                      |

※受診料金は現時点のものであり、変更する可能性もあります。その際はご了承ください。

5月よりスタート!

# 特定保健指導が始まります!

## 特定健診に関するQ&A

### Q 健診を受ける時には何が必要なの?

**A** 健診の対象となる方には、**受診券**が届きます。  
受診の際には**受診券と保険証の2つ\***が必要です。  
もしも受診券を紛失したり、加入している保険に変更があった時は  
お早めに各保険者もしくは健康推進課までご連絡ください。  
※自己負担額のある場合は、受診料も忘れずにお持ちください。

受診券

保険証

忘れずに!



### Q 生活習慣病で通院しているけど、特定健診を受診する必要はあるの?

**A** 必要です。治療されている方こそ特定健診を受診して、体の総合チェックを行ってください。また、特定健診は多くの医療機関で受診することができます。ぜひ一度、かかりつけの先生に相談してみてください。

### Q 健診を受ける人が多いと保険税が上がるの?

**A** 健診を受ける人が多い方が保険税は安くなります。健診を受ける人が少ないと医療費が多くかかるため、かえって保険税が高くなります。特に最近の西原町では、長い間健診を受けていない人が突然、心臓の病気になり、1ヶ月に500～600万円もの医療費がかかるというケースが増えていきます。**大きな病気になる前に健診を受けて未病ケアを行いましょう!**

## 子宮がん・乳がん検診のご案内

22ページも見てね!

平成22年度の子宮がん・乳がん検診は6月に案内を送付します。**事前に役場へ申込みが必要な検診**がありますのでご注意ください。申込受付は6月中旬を予定しています。詳しくは広報6月号、通知書にてご案内します。  
なお、**今年から、偶数年令の制限はありません**。対象年齢に該当する方はすべて受けることができます。

|                         | 対象年齢   | 集団検診<br>(中央公民館で受ける)  | 個別検診<br>(病院で受ける)    |
|-------------------------|--------|----------------------|---------------------|
| 子宮がん                    | 20歳以上  | 役場への申込不要<br>(会場にて受付) | 役場への申込不要<br>(病院予約要) |
| 乳がん<br>(視触診とマンモグラフィの併用) | 40歳以上  | 要申込                  | 役場への申込不要<br>(病院予約要) |
| 乳がん(超音波検査)              | 30～39歳 |                      | 要申込                 |



お問い合わせ先/健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791(内線157～160)

## 年金についてのお知らせ

### 平成22年度学生納付特例 受付始まっています♪



学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付（追納）ができる学生納付特例制度があります。学生納付特例が認められた期間は、老齢基礎年金を受給する際の年金額には反映されませんが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格には反映されます。

#### 対象者

大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校（夜間、通信過程含む）および各種学校の学生

#### 持ってくる物

年金手帳・印鑑・学生証（コピー可）又は在学証明書  
※代理の場合、委任状（同一世帯でない場合）、身分証明書（免許証、健康保険証等）も必要

※21年度の学生納付特例（H21.4～H22.3）の受付期限は平成22年4月30日までです。

### ●転入の手続きはお済ですか？

#### 注意

国民年金加入者で転入をされた方は、住民票異動とは別に福祉課でも手続きが必要になります。手続きをされないと納付書や通知書が届かない事がありますので忘れずに手続きをして下さい。

| 種 別  | 第1号被保険者<br>（学生、フリーター、<br>自営業の方など） | 第2号被保険者<br>（厚生年金・共済年金<br>に加入している人） | 第3号被保険者<br>（2号の方に扶養さ<br>れている配偶者） |
|------|-----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 手続き先 | 西原町役場                             | 勤務先                                | 配偶者の勤務先                          |

### ♪ 国民年金保険料 前納（現金払い）がお得! ♪

平成22年度国民年金保険料は 年間181,200円（月額15,100円）です。  
前納（現金払い）をご利用いただくと割引があります。

#### 1年分前納

年間 181,200円 ⇒ **177,980円**（年間割引 3,220円）

#### 6か月分前納

年間 181,200円 ⇒ **179,720円**（年間割引 740円×2=1,480円）

※4月上旬に送付される「納付書」に前納納付書も綴られています。ご利用される方は、その納付書を使って金融機関等で納めてください。



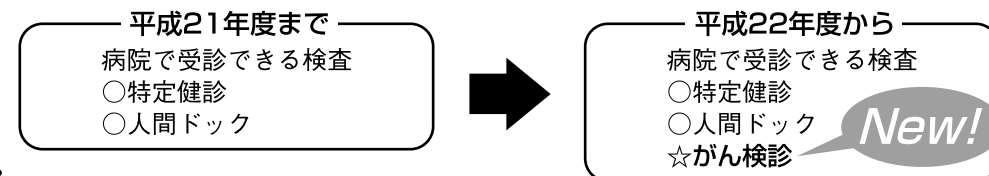
福祉課 社会福祉係 ☎ 945-5311（内線123） FAX 944-6551

## リニューアル がん検診が変わります!

平成22年度より ①胃・大腸・肺がん検診②子宮・乳がん検診 がそれぞれ変わります!!

### ① 胃・大腸・肺がん検診（対象:40歳以上）→「病院で受ける検診」始めました! （「セット受診」に限ります。）

☆「胃・大腸・肺がん検診」を集団健診（中央公民館・地域公民館）と人間ドックだけでなく、病院でも受診できるようになりました。

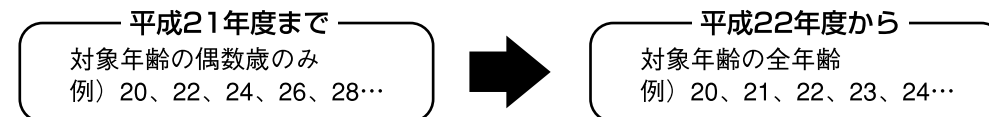


ただし…

1. 胃、大腸、肺がん検診の3つセットで受診する「セット受診」が条件です!
2. 町が指定する病院での受診になります。病院によって自己負担額が異なります。  
また、ハートライフ病院・浦添総合病院は特定健診と同時受診することが条件になります。
3. 3つのがん検診のうち、何かを選んで受けたいという方は、中央公民館や地域公民館で行われる集団健診を受診して下さい。  
※詳しくは胃・大腸・肺がん・結核検診受診券に同封されている健診ガイドをご覧ください。（5月上旬送付予定）

### ② 子宮・乳がん検診 → (1) 対象者は毎年受診できます! (2) 一部検診では申込不要に!

(1) 2年に1回（偶数歳のみ）という対象者の条件がなくなり、対象年齢に該当する方は毎年受診できるようになりました。



(2) 一部の検診で人数制限を撤廃し役場への事前申込みが不要になりました。

※集団検診（西原町中央公民館）の乳がん検診と、30代の乳がん超音波検査は役場への事前申込みが必要です。

|                     | 対象年齢   | 集団検診   | 個別検診   |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 子宮がん                | 20歳以上  | 申し込み不要 | 申し込み不要 |
| 乳がん（視触診とマンモグラフィの併用） | 40歳以上  | 要申込    | 申し込み不要 |
| 乳がん（超音波検査）          | 30～39歳 |        | 要申込    |

※詳しくは子宮・乳がん検診受診券に同封されている検診ガイドをご覧ください。（6月上旬送付予定）

《お問合せ》 健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791（内線157-160）

### 4月保健事業日程

| 月日   | 曜日 | 事業名           | 対象者                 | 実施場所      | 使用室       | 受付時間        |
|------|----|---------------|---------------------|-----------|-----------|-------------|
| 4/8  | 木  | 3歳児健診         | H18.12.11～H18.12.31 | 中央公民館     | ホール・控室・和室 | 13:30～14:15 |
| 4/11 | 日  | あがりティーダウォーキング | 関心のある方              | あがりティーダ公園 |           | 8:00～       |
| 4/14 | 水  | ベビースクールⅠ      | H21.10.4～H21.12.9   | 中央公民館     | 調理・和室     | 13:30～      |
| 4/15 | 木  | 1歳半健診         | H20.8.18～H20.9.14   | 中央公民館     | ホール・控室    | 13:30～14:15 |
| 4/21 | 水  | ベビースクールⅡ      | H21.10.4～H21.12.9   | 社会福祉センター  | 大広間       | 13:30～      |
| 4/22 | 木  | ポリオ           | 3ヶ月～7歳半             | 中央公民館     | ホール       | 13:45～15:00 |
| 4/26 | 月  | BCG           | 3ヶ月～6ヶ月未満           | 沖縄県総合保健協会 |           | 15:30～16:00 |
| 4/28 | 水  | ベビースクールⅢ      | H21.10.4～H21.12.9   | 坂田児童館     | プレイルーム    | 10:00～      |
| 5/9  | 日  | あがりティーダウォーキング | 関心のある方              | あがりティーダ公園 |           | 8:00～       |

◆お問い合わせ◆ 健康推進課 ☎ 945-4791 fax 944-6551

# 住民票の異動(変更)届について

## 《異動届は14日以内に!》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は簡易裁判所へ通知をし、5万円以下の過料の対象になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村役場(町民生活課)に届け出なければなりません。転出届については、転出する日までに届出をして下さい。異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの**委任状**が必要です。届出の際には、届出人の本人確認を行いますので、**運転免許証・旅券(パスポート)・健康保険証等**をお持ち下さい。

|                      | 例                           | 届出の際必要なもの                                                                    |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 転入届<br>(町内へ引越しをしたとき) | 〇〇市 → 西原町へ                  | ○届出人の身分証明書<br>(運転免許証・旅券・健康保険証等)<br>○転出証明書(前住地で発行された証明書)<br>○印鑑(届出人が本人の場合は不要) |
| 転出届<br>(町外へ引越しをするとき) | 西原町 → 〇〇市へ                  | ○届出人の身分証明書<br>(運転免許証・旅券・健康保険証等)<br>○別世帯の方が届出する際は委任状<br>○印鑑(届出人が本人の場合は不要)     |
| 転居届<br>(町内で引越しをしたとき) | 西原町字嘉手苅〇〇番地<br>↓<br>与那城〇〇番地 | ○届出人の身分証明書<br>(運転免許証・旅券・健康保険証等)<br>○転居する方以外が届出する際は委任状<br>○印鑑(届出人が本人の場合は不要)   |

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れ別の場所に住む場合は、住民票の異動届が必要です。

※世帯が異なる人(例：県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。ご不明な点がございましたら、町民生活課までお問合せ下さい。

お問い合わせ：町民生活課 住民係 ☎(098)945-5012 FAX(098)946-6086

国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

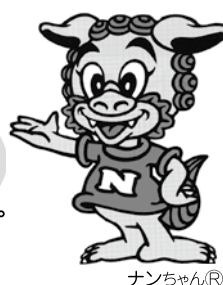
Since1981 沖縄県知事免許(8)第0928号  
あなたのホームプランナー

**南新物産**

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail hae@nanchan.co.jp

地域の不動産業で28年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

# 口座振替をご活用ください!

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくて済みます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

## 口座振替のお申込は・・・

口座振替のお申込は下記の金融機関で!!

金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・コザ信用金庫

※申込書は町内の金融機関又は西原町各収納担当課窓口で配布しています。

## お問合せは

各種お問合せは各収納担当課窓口まで  
税務課 ☎945-4729 健康推進課 ☎945-4791  
福祉課 ☎945-5311 介護支援課 ☎945-5013  
学校教育課 ☎945-5039  
学校給食共同調理場 ☎945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

口座振替日は各期25日(25日が休みの場合は翌営業日)となります。

詳しくは下記、納期限一覧表でご確認ください。

## 記帳文言一覧表

口座振替を行った時に通帳への記帳される文言は、下の表のとおりです。

| 種 目         | 記帳される文言 |             |
|-------------|---------|-------------|
|             | 漢字表記の場合 | カタカナ表記の場合   |
| 町 県 民 税     | 西原町県民税  | ニシハラチョウセイ   |
| 固 定 資 産 税   | 西原町資産税  | ニシハラサンセイ    |
| 軽 自 動 車 税   | 西原町軽自税  | ニシハラケイジセイ   |
| 国民健康保険税     | 西原町国保税  | ニシハラコクホセイ   |
| 介 護 保 険 料   | 西原介護保険  | ニシハラカイゴホケン  |
| 後期高齢者医療保険料  | 西原後期保険  | ニシハラコウキホケン  |
| 学 校 給 食 費   | 西原町給食費  | ニシハラキョウシヨクヒ |
| 保 育 所 保 育 料 | 西原町保育料  | ニシハラホイクリョウ  |
| 幼 稚 園 保 育 料 | 西原幼保育料  | ニシハラヨウホイク   |
| 預 かり 保 育 料  | 西原預保育料  | ニシハラヨウアスカリ  |

## ～ 平成22年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表 ～

| 種 目                    | 納 期 (口座振替日)   |                |                |                 |                  |                |                |                |
|------------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
|                        | 第一期分          | 第二期分           | 第三期分           | 第四期分            | 第五期分             | 第六期分           | 第七期分           | 第八期分           |
| 町 県 民 税                | 6/30          | 8/31           | 11/1           | 1/31            |                  |                |                |                |
| 固 定 資 産 税              | 4/30          | 8/2            | 12/27          | 2/28            |                  |                |                |                |
| 軽 自 動 車 税              | 5/31          |                |                |                 |                  |                |                |                |
| 介 護 保 険 料              |               |                |                |                 |                  |                |                |                |
| 国民健康保険税                | 8/2<br>(7/26) | 8/31<br>(8/25) | 9/30<br>(9/27) | 11/1<br>(10/25) | 11/30<br>(11/25) | 1/4<br>(12/27) | 1/31<br>(1/25) | 2/28<br>(2/25) |
| 後 期 高 齢 者<br>医 療 保 険 料 |               |                |                |                 |                  |                |                |                |

| 種 目         | 納 期 (口座振替日) |      |      |      |      |      |       |       |       |      |      |      |
|-------------|-------------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|------|
|             | 4月分         | 5月分  | 6月分  | 7月分  | 8月分  | 9月分  | 10月分  | 11月分  | 12月分  | 1月分  | 2月分  | 3月分  |
| 学 校 給 食 費   | 5/10        | 6/10 | 7/12 | 8/10 |      | 9/10 | 10/12 | 11/10 | 12/10 | 1/11 | 2/10 | 3/10 |
| 保 育 所 保 育 料 | 4/20        | 5/10 | 6/10 | 7/12 | 8/10 | 9/10 | 10/12 | 11/10 | 12/10 | 1/11 | 2/10 | 3/10 |
| 幼 稚 園 保 育 料 | 4/20        | 5/10 | 6/10 | 7/12 |      | 9/10 | 10/12 | 11/10 | 12/10 | 1/11 | 2/10 | 3/10 |
| 預 かり 保 育 料  | 4/20        | 5/10 | 6/10 | 7/12 | 8/10 | 9/10 | 10/12 | 11/10 | 12/10 | 1/11 | 2/10 | 3/10 |

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含



と し ょ か ん  
**図書館**  
**だより**

第66号
にし はら ち ょ う り つ と し ょ か ん  
**西原町立図書館**  
TEL.944-4996 FAX.944-4997  
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp





**図書館カレンダー**

**4月 April**  

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    |    | 1  | 2  | 3  |
| 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |


29日 昭和の日

**開館日**  
【火～金】  
午前10時～午後7時  
【土・日】  
午前10時～午後5時  
 は休館日です。  
**休館日**  
まいしゅうげつようび  
毎週月曜日  
かんないせいりび  
館内整理日（第3木曜日）

**5月 May**  

|       |       |    |    |    |    |    |
|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 日     | 月     | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|       |       |    |    |    |    | 1  |
| 2     | 3     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
| 9     | 10    | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16    | 17    | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23/30 | 24/31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |


3日 憲法記念日  
5日 こどもの日

4日 みどりの日  
6日 3日の振替休日



2010・第52回  
**「こどもの読書週間」**  
4月16日（金）～5月19日（水）  

今年の標語：『たんけんしたいな 本の森』



こどもたちにもっと本を、こどもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、「こどもの読書週間」は、1959年（昭和34年）に誕生しました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）でしたが、子どもの読書への関心の高まりを受けて、「子ども読書年」である2000年より現在の4月23日（世界日本の日・子ども読書の日）～5月12日に期間を延長しました。「こどもの読書週間」は年々大きな盛り上がりを見せています。

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことが、こどもたちにとってどんな大切なことか……。こどもに読書を勧めるだけでなく、大人にとってこどもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。この機会にご家族で図書館に足をはこんでいただき、本との出会いや手にとって見るよろこびを体感してください。

図書館では、4月16日（金）から5月19日（水）までの間、資料展を行います。親子で楽しく読んでみませんか。

**「こどもの読書週間」に関する資料展**  
期 間：4月16日（金）～5月19日（水）  
場 所：閲覧室カウンター前  
作 品：約300点

**紙芝居**

**上演のお知らせ**  
〈毎月第1、第3土曜日〉

日時：4月3日（土）、17日（土） 午前10時30分  
場所：おはなしのへや

**おはなし会**

**のお知らせ**  
日時：4月4日（日）、18日（日） 午後2時  
場所：おはなしのへや 〈毎月第2、第4日曜日〉


**上映会のお知らせ**  
〈毎月第3日曜日〉

日時：4月18日（日） 午前11時～  
場所：町立図書館 2階集会室  
上映作品：「ジャングル大帝3」

**利用者カード 更新手続きのお知らせ**

現在ご利用中の「利用者カード」は、4月1日以降、更新手続きが必要です。「利用者カード」を持参の上、更新手続きをして下さい。

**（更新手続きに必要なもの）**  

**■町民の場合（一般、中高生）**  
①住所、氏名が確認できるもの  
免許証、保険証、学生証、住民票（発行日から3ヶ月以内）など  
→ いずれもない場合は3ヶ月以内に発行された本人名義の公共料金明細書（手書き不可）。


**■小学生の場合（①または②）**  
※琉大附属小は、在籍証明書も必要です。  
①年賀状などの郵便物（6ヶ月以内）でも可。  
②保険証のコピー（名前と住所が確認できるようにコピーしてください。）


**■在勤者の場合（運転免許証＋①または②）**  
①社員証  
②保険証（記載されている事業所の住所が西原町外の場合、在勤証明書が必要です）


**■在学者の場合（運転免許証＋①または②）**  
①学生証（在籍期間が記載されているもの）  
②在籍期間の記載が無い場合は、在学証明書が必要です。  
※【勤務証明書と在学証明書の様式は、西原町立図書館ホームページからのダウンロードも可能です。】


**■家族分まとめでの更新**  
・保険証や住民票など、家族分の名前と現住所が確認できるものをお持ちの方は、まとめて更新することができます。



ご協力よろしくね！

**共有名義の固定資産共有者にも課税内容を通知します**

平成22年度から、固定資産を共有している共有者の方にも、土地及び家屋の固定資産税納税通知書（課税内容）を送付します。

土地及び家屋を、複数の方で共有される場合は、共有者全員が納税義務者（連帯納税義務といいますが）、となりますが、平成21年度までは、宛名を「A 外〇名」（Aが代表者の方、〇名はそれ以外の共有者の人数）とし、納税通知書（納付書）を代表者の方のみ送付していました。

平成22年度より、納税通知書（納付書）は従来どおり共有代表者に送付するほか、すべての共有者にも税額、納期限、土地家屋の評価額等をご確認いただくため固定資産税納税通知書（課税内容）を送付することになりました。

※固定資産税納税通知書（課税内容）での納税は出来ません。

（例）固定資産をAさん・Bさんの二人で共有しておりAさんが共有代表者の場合

平成21年度まで  
Aさん→Aさん外1名で納付書を送付  
Bさん→通知なし

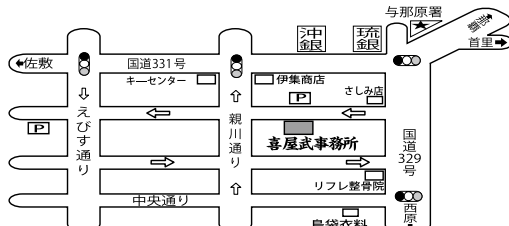
↓

平成22年度より  
Aさん→Aさん外1名で納付書を送付  
Bさん→固定資産税納税通知書（課税内容）を送付

お問い合わせ先／税務課 固定資産税係  
☎ 945－4729

**借金解決**  
一人で悩まずにまずはご相談を！  
初回相談は無料です。（要予約）  
**司法書士喜屋武事務所**  
与那原町字与那原606番地 営業時間：平日AM9:00～PM6:00 （債務整理おきなわ.com）





フリーダイヤル  
**0120-36-7930**

サイム  
ナクソオー！

# 生涯学習だより

第168号 平成22年4月1日  
西原町教育委員会  
生涯学習課  
TEL 098-945-5036  
FAX 098-945-6770



中央公民館は  
創立30周年を  
迎えました

創立30周年

## 平成21年度中央公民館まつり

3月13日（土）～14日（日）、平成21年度中央公民館まつりが開催されました。  
普段から中央公民館を利用している各種サークルが、舞台・展示で、日頃の活動の成果を御披露目しました。  
なお、西原町中央公民館は、皆様に支えられ創立30周年を迎えることが出来ました。  
これからも、町民の生涯学習の拠点として頑張っていきます♪



子ども  
線



民謡



琉舞



フラダンス



詩吟



展示コーナーも大賑わい！



立見続出！



ダンス

来年度は、生涯学習フェスティバルが開催されます！

## 琉歌を訪ね、沖縄の文化を知る

2月14日（日）に教育委員会主催で「琉歌碑巡り」が開催され、沖縄本島北部西コースを回りました。  
当日は雨予報で序盤は雨が落ちていましたが、お昼前には雨は止み、予定通りに回ることができました。  
講師の垣花武信氏の分かり易い説明に、去年も好評だった伊志嶺忍さんの歌碑に関する踊りをまじえ、楽しい時間を過ごしました。



垣花講師による解説（辺野喜節）



伊志嶺さんの華麗な踊り



百景にも選ばれた塩屋湾

## 青少年育成ボランティア募集！

～ 守ろうシンデレラタイム ～

西原町青少年健全育成協議会では、青少年の非行防止や有害環境を浄化する為に、各種団体・個人の協力を得て、毎月第3金曜日「少年を守る日」の21：30～23：00の時間帯に、夜間巡回指導を実施しています。あなたのご参加をお待ちしております。

あなたのボランティアがはぐくむ  
西原町の青少年

★青少年健全育成協議会 ☎ 945-5036

★事業案内 ▼連絡先：①～③→坂田児童館 ☎944-6308 ④～⑥→西原児童館 ☎945-4393 ⑦～⑨→西原東児童館 ☎944-0976

| 事業名       | 日時                     | 場所     | 備考                             |
|-----------|------------------------|--------|--------------------------------|
| ① 絵本読み聞かせ | 5日（月）14:00～15:00       | 坂田児童館  |                                |
| ② こいのぼり集会 | 21日（水）10:00～12:00      | 〃      |                                |
| ③ 記録会     | 27日（火）15:00～16:00      | 〃      | けん玉となわとびの記録会をします。              |
| ④ マミーキッズ  | 毎週水曜日 10:30～12:00      | 西原児童館  |                                |
| ⑤ 防犯ビデオ会  | 17日（土）14:00～15:00      | 〃      |                                |
| ⑥ 鯉のぼり掲揚式 | 21日（水）10:00～11:00      | 〃      |                                |
| ⑦ マミーキッズ  | 9日以降の毎週金曜日 10:30～11:30 | 西原東児童館 | 募集対象：乳幼児の親子<br>親子でふれあい遊びを楽しもう！ |
| ⑧ 工作会     | 24日（土）14:00～16:00      | 〃      | 募集人数：10名まで<br>詳しくは児童館まで        |
| ⑨ こいのぼり集会 | 30日（金）15:30～16:30      | 〃      |                                |

守ろうシンデレラタイム（帰宅は、おとなは午前0時、こどもは午後6時30分までに）